

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

（Ⅰ．運用指針策定の趣旨）P 1 ～ 2

改 正 案	現 行
Ⅰ．運用指針策定の趣旨 現行の都市計画法は、昭和３０年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和４３年に制定されたものである。以来、基本的には都市計画制度の運用の面においても、こうした新たな枠組みに対応して、スプロールの防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導に重点が置かれるなど、集中する人口や諸機能を都市内でいかに適正に配置するかという考え方が反映された運用の積み重ねが行われてきたものといえよう。 しかしながら、<u>人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など</u>、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。人口については、<u>これまでの一貫した増加基調から減少基調へと転換すると見込まれており、全国的には都市部の人口増加は沈静化し、スプロール対策は全国一律の課題ではなくなりつつある</u>。一方、<u>モータリゼーションの進展等に伴い、人々の生活圏が広域化し、産業についても立地上の制約がなくなるとともに、産業構造の転換等により、工場跡地等における土地利用転換も生じている</u>。さらに、<u>地球環境問題や行政コストの削減等への対応の必要性が高まるとともに、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する国民的意識も高まってきている</u>。 こうした、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、<u>これまでも</u>都市計画法の改正が行われて<u>きている</u>ところであるが、都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、<u>この運用についても</u>、上に述べた社会経済<u>状況</u>の変化に的確に対応して行われることが望まれる。そのためには、制度の企画・立案に責任	Ⅰ．運用指針策定の趣旨 現行の都市計画法は、昭和３０年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和４３年に制定されたものである。以来、基本的には都市計画制度の運用の面においても、こうした新たな枠組みに対応して、スプロールの防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導に重点が置かれるなど、集中する人口や諸機能を都市内でいかに適正に配置するかという考え方が反映された運用の積み重ねが行われてきたものといえよう。 しかしながら、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。人口については、<u>少子高齢化の急速な進行により、都市への人口集中は全国的には沈静化してきており、一般的には都市の外へ向かった開発圧力も小さくなってきている</u>。また、<u>産業の立地については、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展等に伴い、立地上の制約条件がなくなってきた</u>。さらに、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する国民的意識も高まってきている。 こうした、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、<u>今般、</u>都市計画法の改正が行われ<u>た</u>ところであるが、都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、<u>今後の運用は、上に述べた今回の改正の背景である社会経済環境</u>の変化に的確に対応して行われることが望まれる。そのためには、制度の企画・立案に責

を有する国として、都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に示すことが、地方公共団体の制度の趣旨に則った的確な運用を支援していくうえでも効果的である。	任を有する国として、<u>今回の改正を含め</u>、都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に示すことが、地方公共団体の制度の趣旨に則った的確な運用を支援していくうえでも効果的である。
もとより都市計画制度の運用は、自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものであるが、都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するという目的を達成するために、各地方公共団体が適切に都市計画制度を活用することを求めているところである。本指針は、国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたいとの考えによるものである。	もとより都市計画制度の運用は、自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものであるが、都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するという目的を達成するために、各地方公共団体が適切に都市計画制度を活用することを求めているところである。本指針は、国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたいとの考えによるものである。
また、本指針はこうした考え方の下に策定するものであることから、地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。	また、本指針はこうした考え方の下に策定するものであることから、地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。
なお、本指針は、上記の趣旨を全うすることにとどまらないものであり、都市整備に関して国が行う各種の施策支援についても、今後、上記の趣旨を踏まえ、この指針の考え方に沿って行われるべきものと考えている。	なお、本指針は、上記の趣旨を全うすることにとどまらないものであり、都市整備に関して国が行う各種の施策支援についても、今後、上記の趣旨を踏まえ、この指針の考え方に沿って行われるべきものと考えている。
(注) 本指針の策定の趣旨は、本章に示したとおりであり、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものである。したがって、都市計画法第18条第3項の規定に基づき都道府県が決定する都市計画について国土交通大臣が協議を受ける場合に、当該都市計画が同意をすべきものであるかどうか国土交通大臣が判断する視点を示しているものではない。	(注) 本指針の策定の趣旨は、本章に示したとおりであり、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものである。したがって、都市計画法第18条第3項の規定に基づき都道府県が決定する都市計画について国土交通大臣が協議を受ける場合に、当該都市計画が同意をすべきものであるかどうか国土交通大臣が判断する視点を示しているものではない。